

明治安田生命から新しい個人年金保険



新発売！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2006年9月2日より、**5年ごと利差配当付個人年金保険「年金ひとすじ」**を発売します。

当社従来の個人年金と比べ受取率を高めることで、ゆとりのある将来設計を行ないたい、というお客さまのご要望により一層お応えできるようになりました。

「年金ひとすじ」の主な特長

特長1. ゆとりある老後のための魅力的な年金年額！

- ・保険料払込期間中（年金開始日前）の死亡給付金を既払込保険料相当額にすることで、お受け取りいただく**受取年金額が充実するように設計した「生存保障重視型」の年金**です。

＜モデルプランのお受取例＞60歳払込・年金開始の場合

契約年齢	月掛保険料	基本年金年額	受取率
25歳	15,000円	81.17万円	128.8%
30歳		67.05万円	124.2%
35歳		53.87万円	119.7%
40歳		41.55万円	115.4%

受取率は、
年金お受取総額（基本年金年額×10）
÷保険料払込累計額 で算出

※上記例は被保険者 男性、月掛・口座振替料率

特長2. 年金開始後は10年間にわたる確実な年金！

- ・ゆとりある老後の手助けとして、年金開始後は**10年間の年金を確実に**お受け取りいただけます。
- ・また、お受取り時には10年確定年金にかえて、一括でお受け取りいただくことや、終身タイプ（10年保証期間付終身年金）の年金をお選びいただけます。

特長3. お客さまにわかりやすい年金！

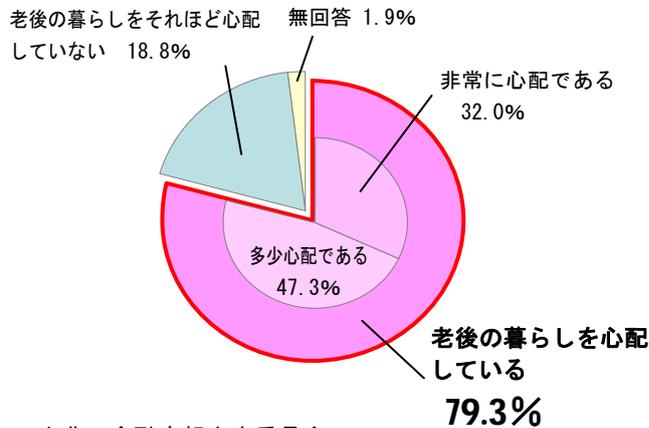
- ・ご契約時の年金種類は10年確定年金、毎月の保険料は10,000円から1,000円単位ではじめられる保険料建（保険料により年金年額が決まる）とすることにより、お客さまにわかりやすく、ご加入しやすい内容になっています。

1. 「年金ひとすじ」の発売の背景

(1) 老後に対する不安の増大

十分な貯蓄がないことや、老後の年金の不安から、約80%の方が老後の生活に不安を感じています。(図1、2)

【図1】老後の生活に対する意識



出典：金融広報中央委員会
「平成17年 家計の金融資産に関する世論調査」

【図2】老後の生活を心配している理由(複数回答あり)

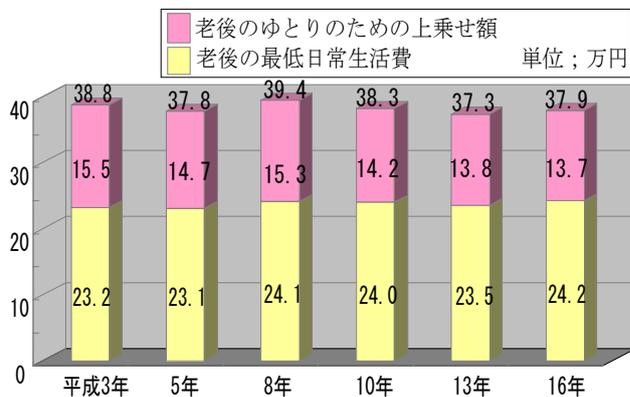
1	十分な貯蓄がないから	71.5%
2	年金や保険が十分ではないから	69.1%
3	現在の生活にゆとりがなく、老後に備えて準備していないから	40.3%
4	退職一時金が十分ではないから	24.7%
5	物価の上昇で生活の見通しが立たなくなる可能性があるから	19.4%
6	こどもなどからの援助が期待できないから	18.3%
7	再就職などにより収入が得られる見込みがないから	14.1%
8	マイホームを取得できる見込みがないから	3.1%
9	家賃の上昇で生活が苦しくなりそうだから	2.5%
—	その他	6.2%

出典：金融広報中央委員会
「平成17年 家計の金融資産に関する世論調査」

(2) 老後のゆとりある生活には自助努力が必要

ゆとりある生活には約38万円が必要となっております。公的保障や企業保障以外に自助努力による準備のため、多くの方が「個人年金や生命保険」や「預貯金」を活用しています。(図3、4)

【図3】老後生活費の推移



出典：生命保険文化センター
「平成16年 生活保障に関する調査」

【図4】老後保障に対する私的準備状況(複数回答あり)

準備している	個人年金や生命保険	43.5%
	銀行などの年金型商品	3.9%
	損保の年金型商品	6.2%
	預貯金	41.8%
	有価証券	4.6%
	その他	0.5%
準備していない		61.5%
分からない		2.9%

出典：生命保険文化センター
「平成16年 生活保障に関する調査」

上記の背景を踏まえ、今後も高まる老後の年金ニーズにお応えすべく、「年金ひとすじ」を発売しました。

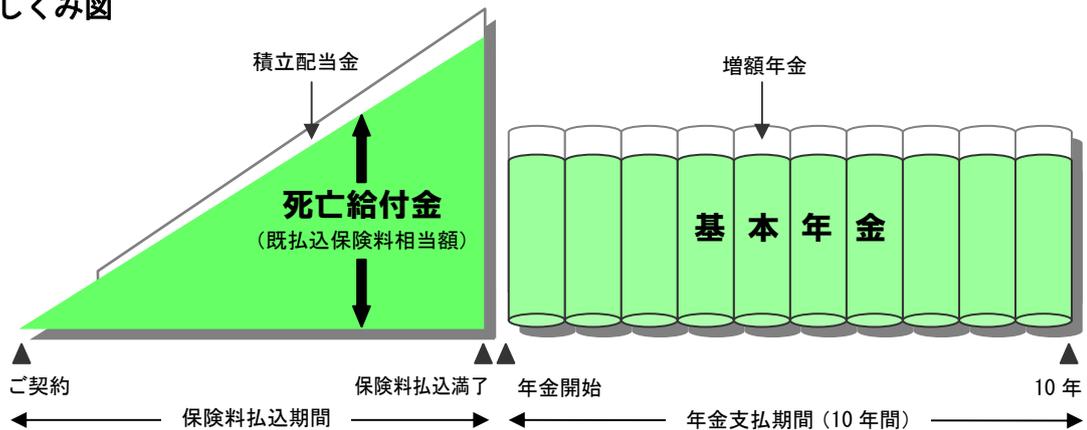
保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることで、その分お受け取りいただく受取年金額を充実させるとともに、わかりやすい商品となっております。

【ご参考】 「年金ひとすじ」のネーミングについて

「年金ひとすじ」は受取年金額を高め、わかりやすくシンプルな商品とすることで、お客さまのゆとりある老後のための自助努力をひとすじに応援するという意味をこめて名づけました。

2. 「年金ひとすじ」の概要

(1) しくみ図



(2) 保障内容

①年金開始日前の保障

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額
死亡給付金	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき	既払込保険料相当額

②年金開始日以後の保障

年金の種類	お支払いする場合	お支払額
10年確定年金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	基本年金年額
	被保険者が第1回年金支払日から最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間中の未払年金の現価
10年保証期間付終身年金 (※)	被保険者が年金開始日以後、毎年の年金支払日に生存されているとき	基本年金年額
	被保険者が第1回年金支払日から第10回年金支払日の前日までに死亡されたとき	保証期間中の未払年金の現価

(※)年金開始時に、当社所定の範囲内で、「10年保証期間付終身年金」へ変更することができます。

(3) 主なお取扱い

契約年齢範囲	20～60歳	付加できる特約	個人年金保険料税制適格特約
年金開始年齢	60・65・70・75歳	保険料払込方法	口座振替扱い・月掛のみ

以上